

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	パスポート申請に関する書面提出・対面手交義務の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在パスポートの申請を行うには申請書、戸籍謄本又は抄本、住民票の写し、写真、身分証明書を各都道府県の申請所にて提出する必要があり、受け取りの際にも申請所に向く必要がある。国民の利便性を向上させるために、インターネットを通じたパスポート申請も受け付けるべきであると考える。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	外務省ウェブサイト → http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_2.html (「必要書類」参照)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	セキュリティを担保した上で関連官公庁における情報連携を促進し、インターネットの手続きだけでパスポート作成を行なえるようにすべきである。